

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先21</b>       | 国家公務員共済組合   |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の65の項及び第67条   |
| ②提供先における用途         | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div>                                     |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ） |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先22</b>       | 国家公務員共済組合連合会  |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の66の項及び第68条   |
| ②提供先における用途         | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給<br>に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div>                                     |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ） |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先23</b>       | 市町村長又は国民健康保険組合  |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項及び第71条   |
| ②提供先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div>                                     |







|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先31</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の87の項及び第89条   |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先32</b>       | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の88の項及び第90条   |
| ②提供先における用途         | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先33</b>       | 都道府県知事又は市町村長  |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の89の項及び第91条   |
| ②提供先における用途         | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |



|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>提供先36</b>           | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠                | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の92の項及び第94条   |
| ②提供先における用途             | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律<br>第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる<br>本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる<br>本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法                  | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ) |
| ⑦時期・頻度                 | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先37</b>           | 市町村長  |
| ①法令上の根拠                | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の96の項及び第98条   |
| ②提供先における用途             | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる<br>本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる<br>本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法                  | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ) |
| ⑦時期・頻度                 | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先38</b>           | 市町村長  |
| ①法令上の根拠                | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の98の項及び第100条  |
| ②提供先における用途             | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給<br>付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる<br>本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |

|                        |  |  |
|------------------------|--|--|
| ⑤提供する情報の対象となる<br>本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |
| ⑥提供方法                  | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度                 | 照会を受けたら都度  |  |
| <b>提供先39</b>           | 市町村長 (児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)  |  |
| ①法令上の根拠                | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の106の項及び第108条  |  |
| ②提供先における用途             | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  |  |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |  |
| ④提供する情報の対象となる<br>本人の数  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上               |
| ⑤提供する情報の対象となる<br>本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |
| ⑥提供方法                  | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度                 | 照会を受けたら都度  |  |
| <b>提供先40</b>           | 後期高齢者医療広域連合  |  |
| ①法令上の根拠                | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の115の項及び第117条  |  |
| ②提供先における用途             | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |  |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |  |
| ④提供する情報の対象となる<br>本人の数  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上               |
| ⑤提供する情報の対象となる<br>本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |
| ⑥提供方法                  | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度                 | 照会を受けたら都度  |  |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| <b>提供先41</b>       | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長   |  |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の124の項及び第126条  |  |
| ②提供先における用途         | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの   |  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                           |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |  |
| <b>提供先42</b>       | 都道府県知事等  |  |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の125の項及び第127条  |  |
| ②提供先における用途         | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                           |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。   |  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |  |
| <b>提供先43</b>       | 厚生労働大臣   |  |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の129の項及び第131条  |  |
| ②提供先における用途         | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                           |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先46</b>       | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長   |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項及び第139条   |
| ②提供先における用途         | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先47</b>       | 厚生労働大臣  |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の138の項及び第140条   |
| ②提供先における用途         | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先48</b>       | 独立行政法人農業者年金基金   |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の140の項及び第142条   |
| ②提供先における用途         | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先51</b>       | 都道府県知事又は市町村長  |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の144の項及び第146条   |
| ②提供先における用途         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">       &lt;選択肢&gt;<br/>       1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上     </div>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ） |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先52</b>       | 文部科学大臣，都道府県知事又は都道府県教育委員会  |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の151の項及び第153条   |
| ②提供先における用途         | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">       &lt;選択肢&gt;<br/>       1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上     </div>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ） |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先53</b>       | 厚生労働大臣  |
| ①法令上の根拠            | ・ 番号法第19条第8号<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用<br>特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の152の項及び第154条   |
| ②提供先における用途         | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">       &lt;選択肢&gt;<br/>       1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上     </div>   |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先56</b>       | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の158の項及び第160条   |
| ②提供先における用途         | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先57</b>       | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条   |
| ②提供先における用途         | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先58</b>       | 特別徴収義務者（給与支払者）  |
| ①法令上の根拠            | ・番号法第19条第1号<br>・地方税法第321条の4   |
| ②提供先における用途         | 特別徴収税額を特別徴収義務者が把握する   |
| ③提供する情報            | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |





|                  |   |   |  |           |  |
|------------------|---|---|--|-----------|--|
| <p>令和7年3月31日</p> | <p>II 特定個人情報ファイルの概要<br/>6. 特定個人情報の保管・消去</p>                                       | <p>&lt;ひたちなか市における措置&gt;<br/>①特定個人情報が保管されているサーバは電子錠がかけられたサーバ室に設置しており、サーバ室への入退室を厳重に管理する。<br/>②サーバへアクセスをするためには、IDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。<br/>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>   | <p>&lt;ひたちなか市における措置&gt;<br/>①特定個人情報が保管されているサーバは電子錠がかけられたサーバ室に設置しており、サーバ室への入退室を厳重に管理する。<br/>②サーバへアクセスをするためには、IDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。<br/>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>【保管】<br/>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br/>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</p>                | <p>事後</p> |  |
| <p>令和7年3月31日</p> | <p>III リスク対策<br/>6. 情報ネットワークシステムとの接続<br/>リスク1：目的外の入手が行われるリスク<br/>リスクに対する措置の内容</p> | <p>・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br/>（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供</p> | <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br/>・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br/>（※2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号</p> | <p>事後</p> |  |
| <p>令和7年3月31日</p> | <p>III リスク対策<br/>7. 特定個人情報の保管・消去<br/>その他の措置の内容</p>                                | <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける物理的措置】<br/>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける技術的措置】<br/>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>  | <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける物理的措置】<br/>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける技術的措置】<br/>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>【保管：物理的対策】<br/>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者</p> | <p>事後</p> |  |

|           |  |  |   |    |  |
|-----------|--|--|---|----|--|
| 令和7年3月31日 | III リスク対策<br>1 0、その他のリスク対策   | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><ガバメントクラウドにおける措置><br>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAD）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMADにおいてクラウドサービス事業者は定期的にISMADに登録された監査機関による監査を行うこととしている。<br>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理責任者が責任を有する。<br>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場 | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | V 評価実施手続き<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日                                       | 令和5年4月1日   | 令和6年4月1日  | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1 3<br>①システムの名称    |  | 個人住民税申告ポータル   | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1 3<br>②システムの機能    |  | 個人住民税についてオンラインで申告ができる機能   | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1 3<br>③他のシステムとの接続 |  | その他（マイナポータル申請管理）  | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1 4<br>①システムの名称    |  | マイナポータル申請管理   | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1 4<br>②システムの機能    |  | 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能  | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1 4<br>③他のシステムとの接続 |  | その他（申請管理システム）   | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1 5<br>①システムの名称    |  | 申請管理システム  | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1 5<br>②システムの機能    |  | 1. 申請データの取り込み機能<br>連携サーバから申請データを取り込む機能<br>2. 申請内容照会機能<br>申請情報の手続き毎の項目等、詳細情報を確認できる機能<br>3. 申請書理状況更新機能<br>申請情報の一覧表示を行い、処理状況と自治体コメントを一括で更新する機能   | 事後 |  |

|           |   |          |  |    |  |
|-----------|---|----------|--|----|--|
| 令和8年3月30日 | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム15<br>③他のシステムとの接続 |          | 町内連携システム<br>既存住民基本台帳システム<br>税務システム<br>その他（マイナポータル申請管理） | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | V 評価実施手続き<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日                                      | 令和6年4月1日 | 令和7年4月1日   | 事後 |  |